

結婚し新生活を始める 世帯を応援します



(平成 30 年度 庄内町結婚新生活支援事業費補助金)

賃貸住宅の住居費や引越費用に対し、**最大 30 万円を補助**します！

交付要件

項目	内容
(1) 新婚世帯	平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに婚姻届を提出し受理された夫婦で、夫婦共に婚姻日における年齢が満 35 歳以下であること
(2) 住民登録	庄内町の住民基本台帳に登録していること
(3) 所得	平成 29 年（補助金の交付決定日が 6 月 30 日までの場合は平成 28 年）の夫婦の所得合計額が 340 万円未満であること ※奨学金を返済している場合や結婚により離職した場合は別計算式あり
(4) 住宅要件	対象となる賃貸住宅が庄内町内にあること 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
(5) その他	市町村税等に滞納がないこと／生活保護世帯でないこと 等

補助内容

項目	内容
(1) 補助対象経費	平成 30 年 1 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日に支払った下記の経費 ①結婚を機に新たに住宅を賃借した際の 住居費 （家賃、敷金、礼金〔保証金等含む〕、共益費、仲介手数料） ※勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、手当相当額を除く ②町内への 引越費用 （婚姻に伴う引越費用で、運送業者へ支払ったもの）
(2) 補助金額	(1) 補助対象経費①+②の金額（1 世帯当たり 上限 30 万円 ） 家族構成 夫（所得 280 万円）妻（所得 37 万円） ※H30. 4. 7 に婚姻届を提出し受理され、町内の賃貸物件に引越しした場合 ①結婚を機に新たに住宅を賃借した際の住居費 敷金・礼金 80,000 円 仲介手数料 40,000 円 月額家賃 40,000 円×4 ヶ月 共益費 3,000 円×4 ヶ月 勤務先からの住宅手当 10,000 円×4 ヶ月 小計 80,000 円+40,000 円+(40,000-10,000+3,000 円)×4 ヶ月分 =252,000 円 ②町内への引越費用 引越の経費 50,000 円（引越業者へ支払い） ☆①+②=302,000 円 この場合、補助金額は、上限の 300,000 円 となります。

申請から補助金交付までの流れ

【1】申請書類を提出

申請される方は、次の書類を庄内町役場情報発信課地域振興係へ提出してください。

	チェック	書 類
①		平成 30 年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書【様式第 1 号】
②		婚姻後の戸籍謄本(婚姻日の確認できるもの)及び住民票謄本
③		ご夫婦の所得証明書 〔※平成 30 年 1 月 1 日に町内に住所を有していない方のみ〕
④		ご夫婦の納税証明書 〔※町外に居住していた方のみ〕
⑤		賃貸住宅の賃貸借契約書の写し 〔※住居費を支出した場合のみ〕
⑥		住居費(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)に係る領収書の写し 〔※住居費を支出した場合のみ〕
⑦		住宅手当支給証明書【様式第 2 号】 〔※勤務先から住宅手当が支給されている場合のみ〕
⑧		引越費用に係る領収書の写し 〔※引越費用を支出した場合のみ〕
⑨		離職票の写し 〔※結婚を機に離職し、申請時において現に無職の場合のみ〕
⑩		貸与型奨学金の返済した額を証する書類の写し(所得証明と同期間) 〔※貸与型奨学金の返済を行っている場合のみ〕
⑪		申請者の口座番号が確認できるもの(通帳の写し)

※上記以外にも、町長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。



【2】交付決定通知

審査の結果を、「平成 30 年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書【様式第 3 号】」により通知いたします。



【3】補助金の振込み

交付決定通知後 30 日以内に、補助金を申請者の口座へ振り込みます。

※お願い：予算が限られておりますので、必ず事前にお問い合わせください。

★お問い合わせ・お申し込み先

庄内町役場 情報発信課 地域振興係

〒999-7781 東田川郡庄内町余目字町 132-1 電話/0234-42-0162 FAX/0234-42-0893